



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年11月15日火曜日 第2825号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(障がい福祉課) ...	917
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示(2件).....	(森林整備課) ...	917
都市計画の変更(追加)案の縦覧.....	(都市計画課) ...	918
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	918
道路の区域変更(県道今治波方港線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	918
道路の区域変更(県道桜井山路線).....	(") ...	918
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	919
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	919
道路の区域変更(県道猿鳴平城線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	919
道路の区域変更(県道大洲保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	920
道路の供用開始(県道野佐来八幡浜線)(2件).....	(") ...	920

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1257号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立子ども療育センター医療ガス配管設備修繕業務 一式	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪2135番地	平成28年10月31日	株式会社松原水道工業所 代表取締役 亀岡 慎 愛媛県松山市山越一丁目8番7号	37,800,000円	一般競争入札	平成28年9月20日

○愛媛県告示第1258号

保安林の指定施業要件の変更(平成28年10月21日愛媛県告示第1160号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町御荘和口1134	南宇和郡城辺町甲2452番地1 大森 力	森林所有者
"	南宇和郡内海村柏1644番地 木村 敏夫	所有権移転仮登記

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1259号

保安林の指定施業要件の変更(平成28年10月21日愛媛県告示第1160号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所

在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町御荘長月2459	南宇和郡御荘町大字長月95番戸 徳永宇太郎	森林所有者
南宇和郡愛南町御荘長月2461	南宇和郡御荘村大字長月口95番戸 徳永國松	"
南宇和郡愛南町御荘長月2463	南宇和郡御荘町大字長月91番戸 宮川喜太郎	"
南宇和郡愛南町御荘長月2464	南宇和郡御荘村大字長月1492番地 楠島和夫	"
"	南宇和郡御荘町大字長月95番戸 徳永安太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月114番戸 徳永森太郎	"
南宇和郡愛南町御荘長月2464、2465の3、2467	南宇和郡御荘町大字長月72番戸 新井林太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月89番戸 森本清七	"
"	南宇和郡御荘町大字長月94番戸 水本小太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月68番戸 楠島弥作	"
"	南宇和郡御荘町大字長月2114番地 福村直一	"
南宇和郡愛南町御荘長月2465の3、2467	南宇和郡御荘町大字長月95番戸 徳永安太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月114番戸 徳永森太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月1492番地 楠島和夫	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1260号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び伊予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。
伊予市下三谷、下吾川の各一部
- (2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。
なし

○愛媛県告示第1261号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(かんがい排水・豊田東地区)の施行を平成28年11月7日認可した。

平成28年11月15日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

○愛媛県告示第1262号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(農作業道・上野田地区)の施行を平成28年11月7日認可した。

平成28年11月15日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

○愛媛県告示第1263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治波方港線	今治市杣田字窪甲135番5から 同字甲135番15まで	旧	メートル 20.3~22.8	キロメートル 0.042	
		今治市杣田字窪甲135番2から 同字甲135番15まで	新	14.7~20.3	0.042	

○愛媛県告示第1264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市郷桜井 1 丁目甲189番 4 から 同市郷桜井 1 丁目甲189番 2 まで	旧	メートル 8.0~11.9	キロメートル 0.068	
		今治市郷桜井 1 丁目甲189番 4 から 同市郷桜井 1 丁目甲189番 3 まで	新	11.1~13.8	0.068	
"	"	今治市郷桜井 1 丁目甲189番 2 から 同市桜井 3 丁目甲65番 3 地先まで	旧	8.0	0.01	
		今治市郷桜井 1 丁目甲189番 3 から 同市桜井 3 丁目甲65番 3 地先まで	新	3.8 8.0	0.01 0.01	
		今治市桜井 3 丁目甲65番 3 地先から 同市桜井 3 丁目甲65番14まで	旧	8.0~9.3	0.022	
"	"	今治市桜井 3 丁目甲65番 3 地先から 同市桜井 3 丁目甲65番 1 まで	新	9.4~13.8	0.022	

○愛媛県告示第1265号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 27) 第 14589 号	平成 27 年 8 月 16 日	金子シール	金子 文俊	松山市溝辺町甲216 - 9	平成 28 年 10 月 25 日	防水工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 26) 第 17425 号	平成 26 年 12 月 12 日	セントラル空調	福田 俊宣	東温市野田 2 - 8 - 14	平成 28 年 10 月 31 日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 27) 第 17657 号	平成 28 年 1 月 29 日	中村塗装工業	中村 勝彦	松山市東野 5 - 甲 911 - 64	平成 28 年 10 月 31 日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 28) 第 17717 号	平成 28 年 5 月 24 日	サンワ興業	成瀬 敏幸	東温市南方 490 - 5	平成 28 年 10 月 31 日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第1266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年11月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建（開）第31号 平成28年11月 1 日	伊予郡砥部町原町184番 2、184番 3、185番 2、185番 3、185番 4、186番、187番、188番、189番 1、189番 2、190番、191番、192番 1、193番 1、194番、199番 1、200番 2 地先里道・水路	松山市朝生田町二丁目 1 番 4 号 (株)アート不動産 代表取締役 吉 田 宏

○愛媛県告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町赤水471番 5 から 同町赤水471番 3 まで	旧	メートル 4.2~4.4	キロメートル 0.046	
			新	4.2~5.1	0.046	

○愛媛県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地5136番1地先から 同町平地6248番2地先まで	旧	メートル 7.6～9.5	キロメートル 0.018	
			新	9.4～10.0	0.018	

○愛媛県告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積212番4から 同市稲積217番2まで	平成28年11月15日

○愛媛県告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積217番2	平成28年11月15日